



Proud NUMAZU

令和3年 7月 1日(木) 発表

NUMAZU CITY PRESS RELEASE

沼津市 報道取材情報

～空き家活用と若者世帯の移住を支援～

## 空き家対策で住宅金融支援機構と事業連携をスタートしました

### 要 旨

市と独立行政法人住宅金融支援機構は、令和3年7月1日から、空き家の有効活用、45歳未満の世帯の移住や住宅取得を支援するための事業連携をスタートしました。

空き家をリフォームして取得する費用の助成制度の利用者が、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】を利用すると、一定期間融資金利が引き下げとなるものです。

### 概 要

#### 1 空き家対策の連携体制について

市では、令和3年4月から「空き家対策係」を新設し、取組を進めています。空き家の問題は、相続、登記、不動産流通、金融などに関わる団体の連携により解決を図ることが必要です。このたび、空き家対策として初めて事業連携を進めることとなりました。

#### 2 沼津市空き家活用定住支援補助金制度について

45歳未満の世帯が移住定住するために空き家をリフォームして取得する費用の一部を助成する制度で、現住所や子供の人数に応じて最大150万円の補助があります。今年度の申請は、既に受付を開始しています。

#### 3 独立行政法人住宅金融支援機構について

機構では、民間金融機関と提携し、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の提供を行っています。さらに地方創生に関する取組として地方公共団体の施策と連携して融資金利の引き下げを行う「【フラット35】地域連携型」の提供により、地方公共団体の地域課題の解決を支援しています。

※【フラット35】地域連携型に関するお問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構 横浜センター 電話 045-290-8850

### お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係  
直通:055-934-4885 内線:2565

